

鳥取県告示第 225 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定に基づき、鉛散弾を使用する猟法による指定猟法禁止区域を指定するので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年鳥取県告示第595号（鉛散弾規制地域の設定について）及び平成14年鳥取県告示第541号（鉛散弾規制地域の設定について）は、平成19年3月12日限り廃止する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存続期間
乗越池指定猟法禁止区域	鳥取市三津地内の乗越池の湖面	平成 19 年 3 月
千倉奥堤指定猟法禁止区域	鳥取市河原町谷一木地内の千倉奥堤の湖面	13 日から永年
国府川指定猟法禁止区域	倉吉市三江地内県道上大立横田線と国府川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を北東に下り、同川左岸と県道倉吉赤碕中山線との交点に至り、同県道を東方に進み、同県道と同川右岸との交点に至り、同川右岸を南西に上り、同川右岸と県道上大立横田線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	
猿飛湖指定猟法禁止区域	日野郡江府町大字武庫地内の中国電力俣野川ダム堤体と県道上徳山俣野江府線との交点を起点とし、同県道を東方に進み、同県道と町道池の内湖岸線との交点に至り、同町道を西方に進み、同町道と中国電力俣野川ダム堤体との交点に至り、同点を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	
南崎津川指定猟法禁止区域	米子市大崎地内の南崎津川の水面	